

平成14年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

1 市町村の取組状況

平成14年度に直接支払交付金制度を実施した市町村は、過疎法等の地域振興関連8法（以下、「8法」という。）及び山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準（以下、「特認」という。）に指定された地域を有する57市町村のうち、52市町村。（南部町、富沢町合併後51市町村となったが、この公表では52市町村とする）
 なお、5市町村は、対象農用地が無い、又は、対象農用地が非常に少ない等の理由から、平成14年度においては制度を実施していない。

表-1 対象市町村数及び平成14年度制度実施市町村数

		対 象 市町村数	実 施 市町村数
8法地域	全域指定	38	36
	部分指定	8	6
特認地域	全域指定	6	5
	部分指定	13	8
合 計		57	52

(注)特認基準の部分指定地域については、8法部分指定市町村と重複する関係で合計が合わない。
 (重複市町村:石和町、六郷町、櫛形町)

2 協定締結の状況

表-2 協定形態別内訳

(単位:件、人、ha、千円)

	集落協定	個別協定	計	前年比(%)
協定数	429	9	438	102.3%
参加者数	15,777	9	15,786	104.1%
協定面積	4,380	22	4,402	104.2%
交付金額	530,624	2,201	532,825	103.6%

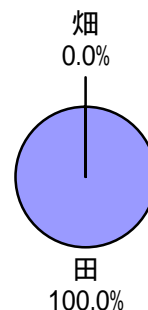
(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

集落協定は429協定、個別協定は9協定で合計438協定が締結されている。
 参加者数は集落協定で15,777人、個別協定で9人で合計15,786人が参加している。
 協定面積は集落協定で4,380ha、個別協定で22haで合計4,402haが締結されている。
 交付金額は集落協定へ530,624千円、個別協定へ2,201千円で合計532,825千円を交付している。

表-3 平成14年度の協定締結面積に占める農振農用地区域編入面積

(単位:a)

	田	畑	計
甲府市	3	0	3
大泉村	58	0	58
合計	61	0	61



「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興を図っていく地域が農振農用地区域として設定され、優良農地の確保・保全がなされている。平成12年度から累積して、田295a、畑2,265a、計2,560aが編入されている。

(注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

表-4 集落協定参加者の構成

(単位：人、組織、組合)

農業者	生産組織	水利組合	その他	計
15,425	17	92	243	15,777

その他には、協定参加者の中で非農家と農家だが交付金を受けていない者が含まれる。

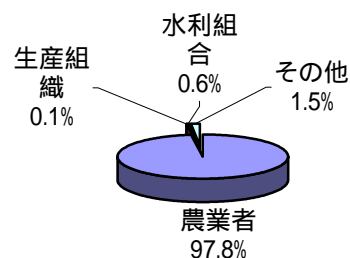


表-5 個別協定の経営形態別内訳

認定農業者	農業生産法人	農業協同組合	計
6	2	1	9

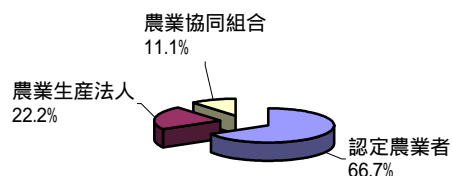
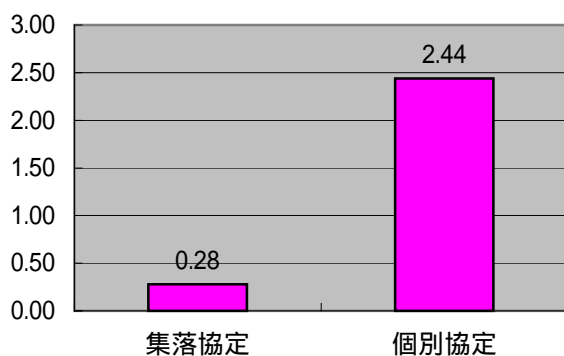


表-6 一協定当たり及び協定参加者一人当たり面積・交付金額 (単位：人、ha、千円)

	集落協定			個別協定	
	全体	一協定当たり	一人当たり	全体	一人当たり
協定面積	4,380	10.2	0.28	22	2.44
交付金額	530,624	1,236.9	33.6	2,201	244.6

一協定当たり及び協定参加者一人当たり面積・交付金額を協定形態別に見ると、協定面積では集落協定は一協定あたり 10.2 ha、一人あたり 0.28 ha、個別協定では一人あたり 2.44 ha となっている。
また、交付金額では集落協定は一協定あたり 1,236.9 千円、一人あたり 33.6 千円、個別協定では 244.6 千円となっている。

一人当たり協定面積(ha)



一人当たり交付金額(千円)

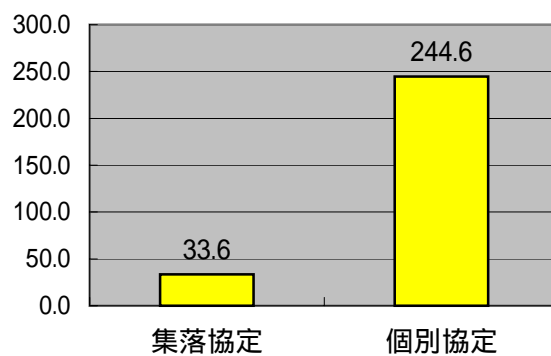


表-7 協定農用地の地目・区分別内訳 (単位: ha)

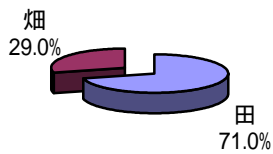
	急傾斜	小区画不整形	緩傾斜	その他 (1)	計
田	1,665	9	1,422	27	3,123
前年比(%)	102.4	100.0	107.8	100.0	104.8
畑	269	-	995	14	1,278
前年比(%)	104.0	-	102.6	102.7	102.9
計	1,934	9	2,417	41	4,402

1は、高齢化率・耕作放棄率の高い農地をいう。

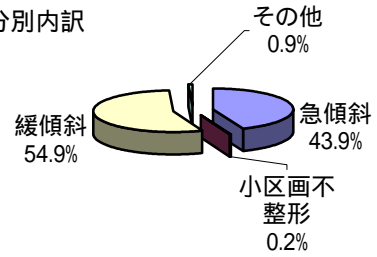
(注)四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

協定締結面積を地目別に見ると、田が71.0%、畑が29.0%となっている。
傾斜等の交付区分別に見ると急傾斜が43.9%、小区画不整形が0.2%、緩傾斜が54.9%となっている。

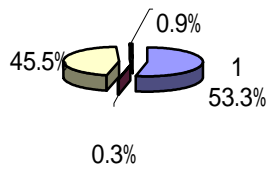
地目別内訳



農用地の区分別内訳



田の区分別内訳



畑の区分別内訳

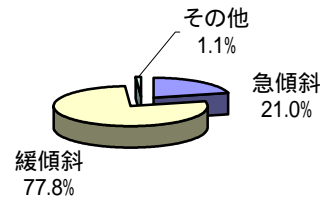


表-8 地域別実施状況 (単位: ha)

	田	畑	計	割合
市部	44	434	477	10.8%
東山梨郡	0	285	285	6.5%
東八代郡	44	320	364	8.3%
西八代郡	30	36	66	1.5%
南巨摩郡	164	108	272	6.2%
中巨摩郡	121	40	161	3.7%
北巨摩郡	2,595	3	2,599	59.0%
南都留郡	122	12	134	3.1%
北都留郡	4	41	44	1.0%
計	3,124	1,278	4,402	100.0%

協定締結面積を、市部、8郡の9ブロック別にみると、最も多いのが北巨摩郡で2,599haとなっている。
さらに地目別にみると、田で最も多いのが市部で477ha、次いで東八代郡で364ha、東山梨郡で285haとなっている。

(注)四捨五入の関係で計が合わない場合がある。

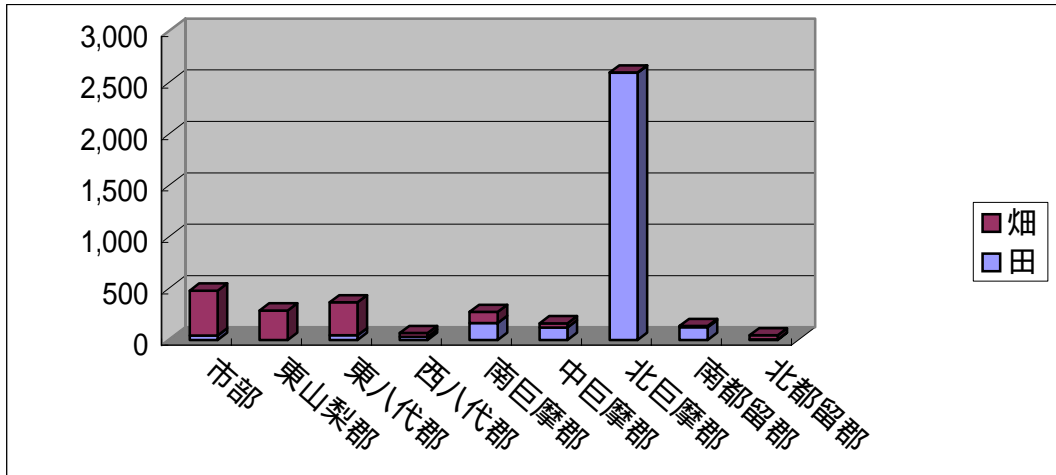


表-9 集落協定における協定農用地面積別協定数

	1ha~	5ha~	10ha~	20ha~	30ha~	50ha~	計
市部	21	11	9	2	4		47
東山梨郡	20	15	7	1			43
東八代郡	22	6	15	1	1		45
西八代郡	17	1	2				20
南巨摩郡	25	8	3	3	1		40
中巨摩郡	25	2	4		1		32
北巨摩郡	57	37	43	24	14	7	182
南都留郡	3	2			1	1	7
北都留郡	10	3					13
計	200	85	83	31	22	8	429
前年度協定数	199	81	81	30	21	7	419

一協定あたりの平均協定面積は10.2ha(表-6参照)であるが、協定農用地面積別協定数をみると、最も多いのが1ha以上5ha未満で200協定(46.6%)、次が5ha以上10ha未満で85協定(19.8%)となっている。

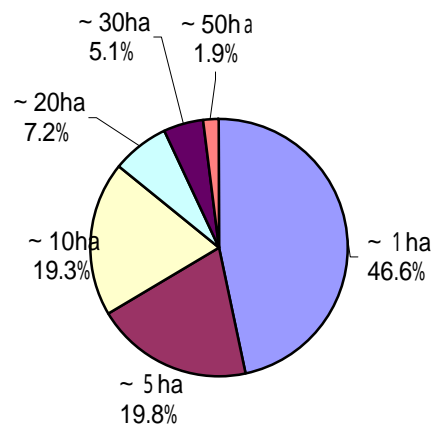
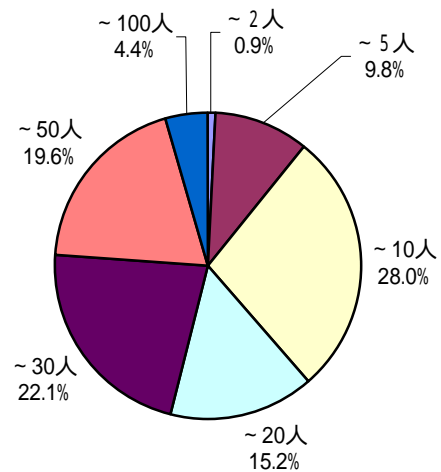


表-10 集落協定における協定参加者数別協定数

	2人～	5人～	10人～	20人～	30人～	50人～	100人～	計
市部	1	5	11	5	12	10	3	47
東山梨郡	2	5	11	9	11	5		43
東八代郡		3	9	8	10	14	1	45
西八代郡		4	8	3	3	2		20
南巨摩郡		4	8	7	10	7	4	40
中巨摩郡		1	16	6	3	5	1	32
北巨摩郡	1	19	48	25	40	41	8	182
南都留郡		1	2		2		2	7
北都留郡			7	2	4			13
計	4	42	120	65	95	84	19	429
前年度協定数	3	43	118	66	88	83	18	419

一協定あたりの平均協定人数は36人であるが、協定参加者数別協定数をみると、最も多いのが10人以上20人未満で120協定(28.0%)、次が30人以上50人未満で95協定(22.1%)となっている。



3 共同取組活動の実施状況

表 - 11 集落協定における交付金の配分状況

	共同取組活動 充当	農業者等へ 配分	計
金額 (千円)	254,215	276,408	530,624
前年比(%)	105.3	102.1	103.6

集落協定による共同取組活動を通じて多面的機能を維持するとの観点から、直接支払額の概ね1/2以上が集落の共同活動に使用されるよう呼びかけている。
集落協定における交付金の配分状況は共同取組活動に254,215千円(47.9%)が配分されている。

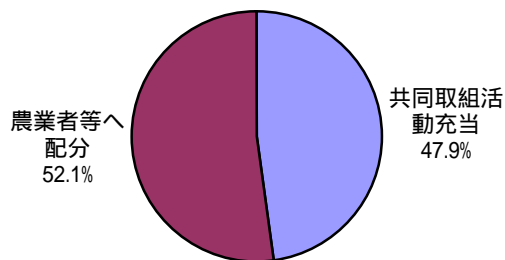


表-12 集落協定における共同取組活動充当割合別協定数

	0%	1%~	25%~	50%~	75%~	100%	計
市部	7	12	18	9		1	47
東山梨郡	9	22	10	2			43
東八代郡	30					15	45
西八代郡				14		6	20
南巨摩郡	1	10	4	4		21	40
中巨摩郡	5	25	1			1	32
北巨摩郡			7	159	2	14	182
南都留郡	1			6			7
北都留郡				12		1	13
計	53	69	40	206	2	59	429
前年度協定数	50	68	38	216	0	47	419

集落協定における共同取組活動充当割合別協定数をみると、最も多いのが50%以上75%未満で206協定(48.0%)となっている。その内訳として市部、8郡の9ブロック別に見ると最も多いのが北巨摩郡で159協定となっている。
共同取組活動充当割合が0%の協定が53協定(12.4%)ある反面100%の協定も59協定(13.8%)となっている。

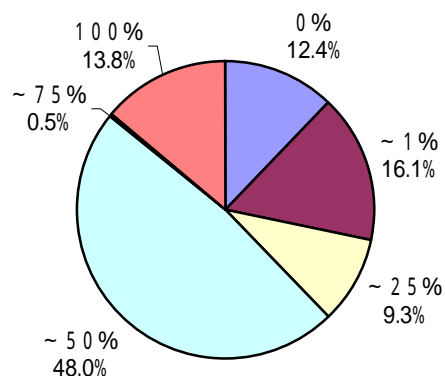


表-13 共同取組活動に対する交付金の使用方法

	集落活動報酬	農用地に関する事項	水路・農道等の維持管理	多面的機能を増進する活動	生産性・収益の向上、担い手の定着	その他
選択協定数	226	228	336	176	167	121
前年比(%)	83%	91%	100%	80%	87%	127%

(複数選択)

集落協定に位置づけられている交付金の使用方法についてみると、最も多く位置づけられている使用方法は、「水路・農道等の維持管理」で336協定(78.3%)となっている。

それぞれの項目における主な交付金の使途

- ・農用地に関する事項 協定農用地に含まれる耕作放棄地の復旧、またはその林地化をする場合にかかる費用。および協定農用地に含まれない耕作放棄地に対する保全管理にかかる費用
- ・水路農道等の維持管理 水路農道の清掃、補修、点検にかかる費用
- ・多面的機能を増進する活動 景観作物の作付け、市民農園の設置運営、周辺林地の下草刈り、堆きゅう肥の施肥等にかかる費用
- ・生産性・収益の向上 農業機械の共同購入・共同利用、農作業受委託の推進、新規就農者の住宅確保
- 等 担い手の定着 にかかる費用
- ・その他 地域に伝わる文化(祭り等)の継承にかかる費用

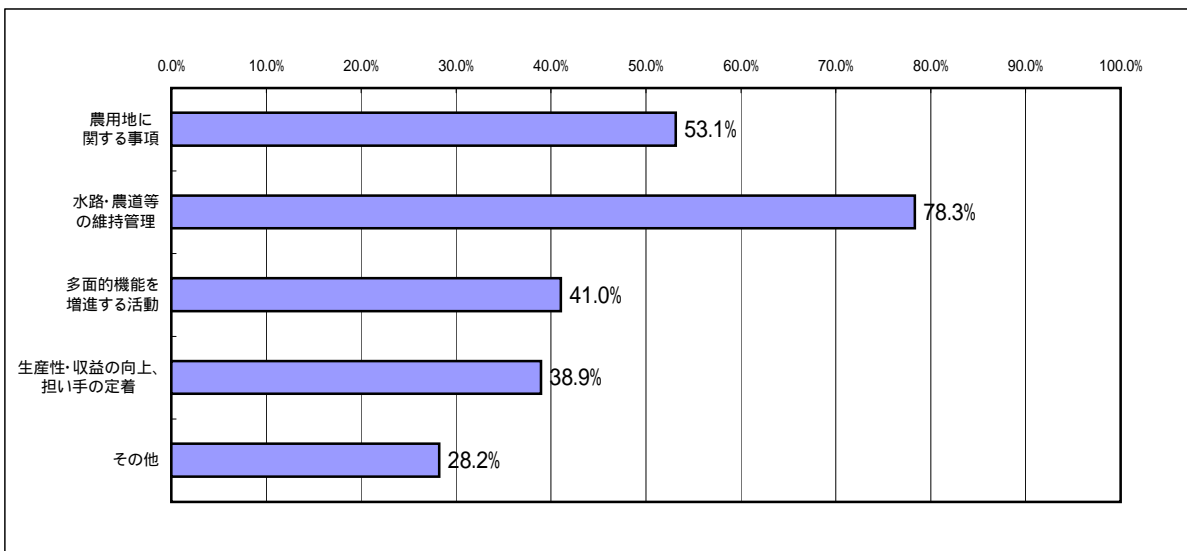


表-14 農業生産活動等（農用地）に関する事項

	農地法面 点検	既耕作放棄 地保全管理	賃借権設定 ・農作業 の委託	鳥獣被害 防止対策	既耕作地 復旧	その他
選択協定数	304	23	202	124	10	70
前年比(%)	102%	10%	96%	108%	11%	63%

（複数選択）

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（農用地）に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農地法面点検」で304協定（70.9%）で、次いで「賃借権設定・農作業の委託」で202協定（47.1%）、「鳥獣被害防止対策」で124協定（28.9%）の順となっている。

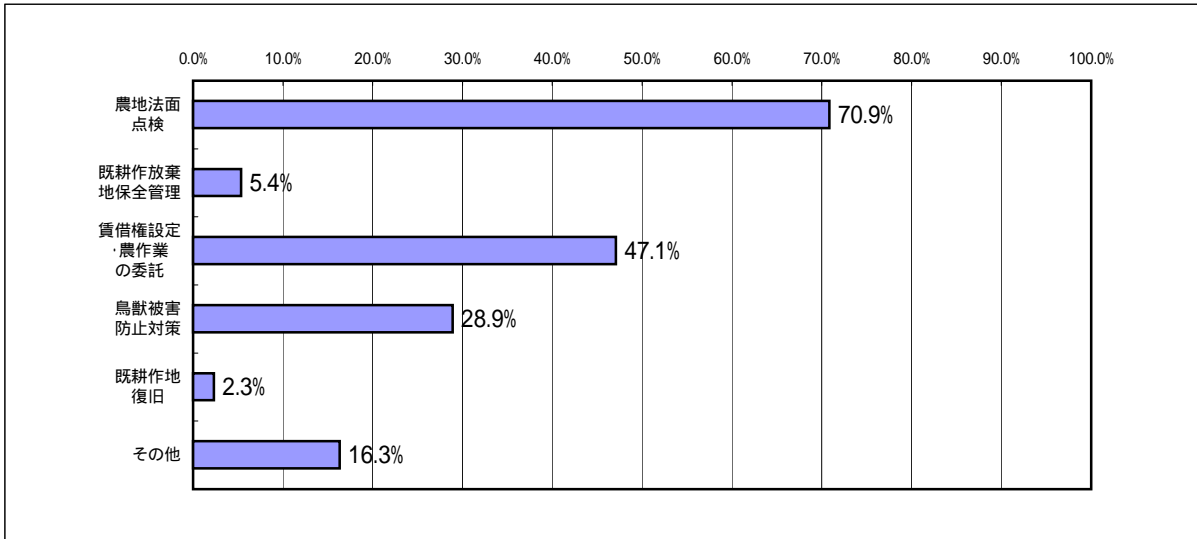


表-15 農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項

	農道管理	水路管理	その他
選択協定数	402	428	18
前年比(%)	103%	103%	113%

（複数選択）

集落協定に位置づけられている活動内容を、農業生産活動等（水路・農道等の管理）に関する事項についてみると、「農道の管理」を位置づけている協定の数は402（93.7%）、「水路の管理」を位置づけている協定の数は428（99.8%）となっている。

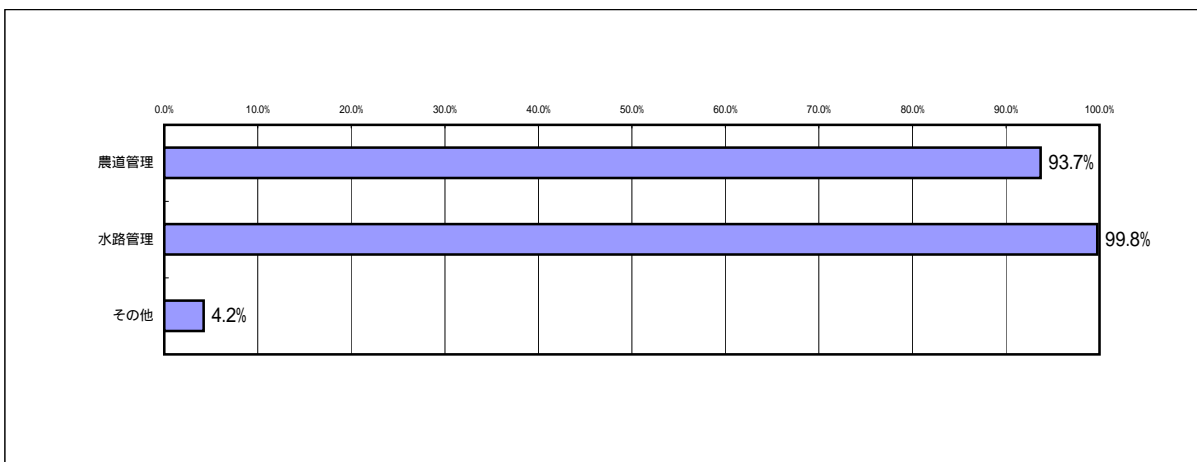


表-16 多面的機能を増進する活動に関する事項

	周辺林地の 下草刈り	景観作物	堆きゅう肥 の施肥	魚類・昆虫 類保護	その他
選択協定数	222	177	66	28	93
前年比(%)	105%	101%	100%	108%	103%

(複数選択)

集落協定に位置づけられている活動内容を、多面的機能を増進する活動に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「周辺林地の下草刈り」で222協定(51.7%)で、次いで「景観作物」で177協定(41.3%)の順となっている。

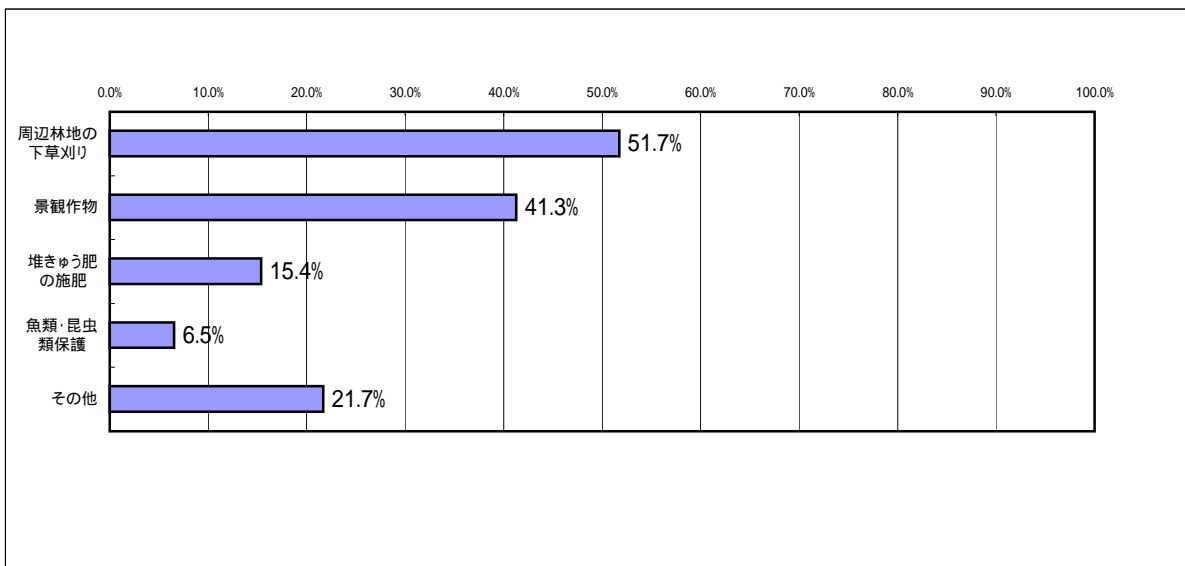


表-17 生産性・収益の向上に関する事項

	農作業の受 委託推進	高付加価値 型農業	農作業の 共同化	機械・施設の 共同購入・ 共同利用	その他
選択協定数	209	120	101	72	42
前年比(%)	100%	91%	102%	103%	108%

(複数選択)

集落協定に位置づけられている活動内容を、生産性・収益の向上に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農作業の受委託推進」で208協定(48.7%)で、次いで「高付加価値型農業」で132協定(28.0%)の順となっている。

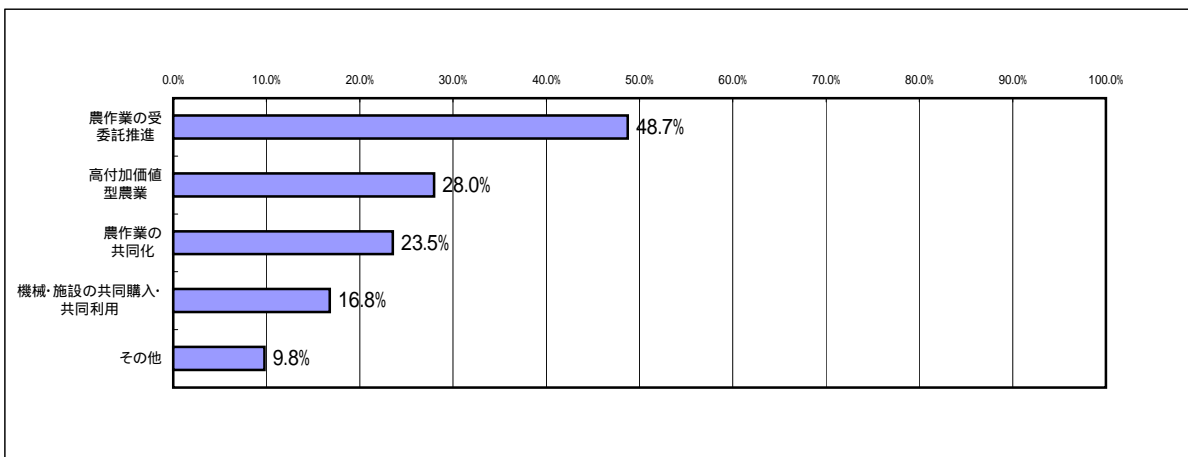


表-18 担い手の定着に関する事項

	新規就農者の参入			オペレーター の育成・確保	農地の面 的集積	認定農業 者の育成	その他
	新規就農者の 受入先確保	新規就農者の 住宅確保	その他				
選択協定数	87	15	44	84	161	143	32 (複数選択)
前年比(%)	101%	115%	113%	112%	105%	105%	86%

集落協定に位置づけられている活動内容を、担い手の定着に関する事項についてみると、最も多く位置づけられている活動は、「農地の面的集積」で161協定(37.5%)で、次いで「認定農業者の育成」で143協定(33.3%)の順となっている。

